

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「また」を「若しくは」に、「免職された」を「免職され、又は税理士であった者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた」に改める。

附 則

第六条第一項第三号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。